

博多金の隈ゴルフヒルズ ICカード利用規約

第1条（目的）

博多金の隈ゴルフヒルズ（以下「当練習場」という）において使用する当練習場発行のICカード（以下「カード」という）については、本規約に則って取り扱うものとし、カードの所有者（以下「利用者」という）は、本規約に従ってカードを利用するものとします。

2

利用者がカードを使用する場合、当練習場の利用約款および規約等の規定が適用されることを予め了承するものとします。

第2条（カードの登録・発行）

カードの利用にあたっては、利用者本人が、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、利用者登録するものとします。

2

カード発行の際は、所定のカード代金を頂きます。

3

カードのご利用は、ご本人に限ります。第3者に貸与・譲渡することはできません。

4

前項に違反してカードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の債務については利用者がその責任を負うものとします。

第3条（カードのご利用方法）

カードをご利用の際は、予めご利用金額をカードへチャージ（ご入金）して頂きます。

2

カードにチャージできる金額の上限は、20,000円です。

3

カードのチャージ残高は返金いたしません。

第4条（カード利用の停止・利用資格の喪失）

利用者が本規約に違反した場合もしくは違反する恐れがある場合、その他カードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は通知する事なく、カードの利用を一時停止する措置をとることができるものとします。

2

カードの利用状況が適切でないと当練習場が判断した場合、その他当練習場が必要と認めた場合は、通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、且つカードを無効とすることができるものとします。この場合、利用者は当練習場に直ちにカードの返却を行うものとします。

第5条（カードの紛失、盗難）

カードを紛失し、または盗難にあった場合の利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

第6条（カードの再発行）

カードの紛失や破損により、利用者がカード再発行の申し出があった場合は、本人確認の上、所定の手数料を頂き再発行をいたします。

2

カードをお忘れになるなど新たなカードが必要になった場合も同様に、所定のカード代金を頂きます。

第7条（カードの有効期限）

カードの有効期限は最終入金日から6か月間です。

第8条（登録事項の変更）

利用者は、住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当練習場へ連絡するものとします。なお、届出事項変更の連絡がない場合は、当練習場はカードの利用を停止することがあります。

第9条（不慮の事故による損害）

天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、当練習場は責任を負いません。

第10条（規約の改定）

当練習場は、必要に応じ本規約を変更・改定または廃止する場合があります。

2

当練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。

3

前項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

第11条（個人情報目的）

利用者からいただいた個人情報を当練習場が別途定める「プライバシーポリシー」に基づき、使用目的の範囲内で使用し、必要な保護措置を行ったうえで適切に管理するものとします。

2

当練習場は利用者から取得する個人情報を次の目的で使用します。

- (1) 利用者に連絡を取る必要が生じた場合
- (2) カードの再発行時等、利用者本人であることの確認
- (3) 当練習場のサービス、商品、各種イベント・キャンペーンのご案内

(4)当練習場のサービス・商品等に関するアンケートの実施

(5)当練習場のサービス改善に関する統計データ作成

第 12 条（個人情報の提供について）

利用者から取得した個人情報は法令に定める場合を除き、事前の利用者の同意なく、第三者に提供致しません。

以上